

写

2 文科教第 803 号
令和 3 年 1 月 22 日

愛知県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長
義 本 博 司

令和 2 年度「地域学校協働活動」推進に係る
文部科学大臣表彰の決定について（通知）

標記について、貴方から推薦のあった下記の活動が、「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰審査委員会の審査の上、文部科学大臣により表彰が決定されましたので、お知らせします。

ついては、表彰式を令和 3 年 2 月 25 日（木）に文部科学省第 2 講堂及びオンラインにて行いますので、関係者へお伝え願います。

記

市町村名	活 動 名
北名古屋市	北名古屋市立師勝北小学校地域学校協働本部
半田市	半田市放課後子ども教室さくらっ子クラブ
あま市	あま市地域学校協働本部

担当：文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課 地域学校協働活動推進室
地域学校協働事業係
電話：03-5253-4111（内線 3260）
（直通：03-6734-3260）
FAX：03-6734-3718
mail：sokushin@mext.go.jp

「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰要項（抜粋）

平成23年3月2日

文部科学大臣決定

平成30年7月17日

一部改正

平成30年10月16日

一部改正

1 趣 旨

この要項は、地域全体で次代を担う子供たちを育成するために、地域と学校が連携・協働し、地域の教育力の向上を図り、社会総掛かりでの教育の実現を目指すことを目的に、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下、「地域学校協働活動」という。）のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めることとする。

2 表彰の対象

表彰は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく学校運営協議会を設置している、または設置を予定している学校と地域が連携・協働して行われている地域学校協働活動のうち、他の模範と認められるものに対して行うものとする。

なお、PTA活動として行われる地域学校協働活動については、別に定めるところにより表彰を行うものとし、本要項の対象とはしない。

〔表彰基準〕

組織、運営及び活動について、概ね以下に掲げる内容であること。

（1）組織、運営

ア 地域や学校の実情や特色に応じた組織により、幅広い地域住民等の参画を得て、効果的な運営が行われていること。

イ 地域と学校が、目標を共有して運営が行われており、地域と学校の関係者の連携協力が円滑に行われていること。

（2）活動

ア 学校や地域住民等との連絡・企画調整等を担う地域学校協働活動推進員等の調整のもと、「地域学校協働活動」が総合的かつ継続的に行われていること。

イ 多くの地域住民等の参画による地域や学校の実情や特色に応じた創意工夫のある多様な活動を展開していること等により、当該地域の教育環境の改善・充実に効果を上げていること。